

2020年12月22日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県外在住者の受診について

新型コロナウイルス感染症拡大のため、以下の制限をさせていただきます。

1. 県外在住者の新たな受診は受け付けておりません。
当院ですでに診療を受けており、主治医より再来受診を指示された方は、
指定された予約日に受診してください。
2. 県外在住者で来県後、2週間以上が経過し、新型コロナウイルス感染症の症状がない
方は、電話予約の上、受診していただくことができます。他県からの帰省者について
も同様に帰省後2週間以上、新型コロナウイルス感染症の症状がない場合は電話予約
の上、受診してください。

*なお、緊急性を要する場合は、随時対応致しますので、遠慮無くご相談ください。

医療法人愛仁会 亀田第一病院
病院長
電話： 025-382-3111